熊谷市建築物耐震改修促進計画（案）

［令和８（２０２６）年度～令和１２（２０３０）年度］

Ver.202602

令和８（２０２６）年

熊谷市

目　　次

第１章 はじめに

１　計画の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
２　熊谷市の被害想定及び他計画との関連性・・・・・・・・・・・・・・・5
３　計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7
４　対象建築物・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7

第２章　建築物の耐震化の現状と今後の目標

１　熊谷市の耐震化の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9
２　本計画における耐震化の目標 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・15

第３章　建築物の耐震化の促進に関する施策

１　耐震化の促進に向けた取組方針 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・16
２　具体的な施策 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・16

第４章　計画を推進するための体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・28

第１章　はじめに

１　計画の概要

⑴　計画の目的

熊谷市建築物耐震改修促進計画（以下「本計画」という。）は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「耐震改修促進法」という。）第６条第１項に基づき策定するものである。

本計画は昭和５６（１９８１）年５月３１日以前に工事着手し、建築された、いわゆる旧耐震基準の既存耐震不適格建築物※1の耐震化を図ることで、地震発生時の被害を軽減することを目的とする。

⑵　計画策定の背景

本計画の策定等に至るまでの主な経過は表１のとおりである。

表１　本計画策定等に係る主な経過

年月	経過	備考
昭和 56(1981)年 6 月	建築基準法改正	中規模の地震に対してほとんど損傷しないことの検証や、大規模な地震に対して倒壊・崩壊しないことを検証する新耐震基準の導入
平成 7(1995)年 1 月	平成 7(1995)年兵庫県南部地震（阪神・淡路大震災）	最大震度 7 死者・行方不明者 6,437 人 住宅全壊 104,906 棟、 半壊 144,274 棟、 一部破損 390,506 棟 （内閣府ＨＰ災害情報より、以下「内閣府ＨＰ」とする。） 旧耐震基準の建物に大きな被害が発生
平成 7(1995)年 10 月	耐震改修促進法制定	
平成 12(2000)年 6 月	建築基準法改正	木造住宅の接合部の仕様を明示
平成 16(2004)年 10 月	平成 16(2004)年新潟県中越地震	最大震度 7 死者 68 人
平成 18(2006)年 1 月	耐震改修促進法改正 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（以下「国の基本方針」という。）の告示	国の基本方針に基づき、都道府県耐震改修促進計画の策定を規定

※１　既存耐震不適格建築物
耐震改修促進法第 5 条第 3 項第 1 号に規定される、地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合しない建築物で、同法第 3 条第 2 項の規定の適用を受けているもの

年月	経過	備考
平成 19(2007)年 3 月	埼玉県建築物耐震改修促進計画策定	平成 27(2015)年度までの耐震化率の目標 住宅 90% 多数の者が利用する建築物 県有 100%、市町村有 99%、民間 90%
平成 20(2008)年 3 月	熊谷市地域防災計画策定	住宅・建築物の耐震性向上のため、耐震改修促進計画の策定を行うことを記載
平成 21(2009)年 3 月	熊谷市建築物耐震改修促進計画策定	平成 27(2015)年度までの耐震化率の目標 住宅 90% 多数の者が利用する建築物 市有 100%、民間 90%
平成 23(2011)年 3 月	平成 23(2011)年東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）	最大震度 7 死者 19,747 人、行方不明者 2,556 人 住宅全壊 122,005 棟、 半壊 283,156 棟、 一部破損 749,732 棟（内閣府ＨＰ）
平成 24(2012)年 6 月	熊谷市地域防災計画修正	本計画に基づき建築物の耐震化を計画的に進めること、緊急輸送道路沿線等における既存建築物の耐震化を図るために、新たな助成制度を検討することを記載
平成 25(2013)年 10 月	国の基本方針の改正	令和 2(2020)年までに住宅の耐震化率 95%の目標を明示
平成 25(2013)年 11 月	耐震改修促進法改正	大規模な建築物の耐震診断の義務化など、耐震化の促進に向けた取組を強化
平成 26(2014)年 3 月	埼玉県地域防災計画改正	県の減災目標の設定
平成 27(2015)年 2 月	首都直下地震に備える埼玉減災プラン - 埼玉県震災対策行動計画 - 策定	令和 2(2020)年度までに住宅の耐震化率 95%の目標を設定
平成 27(2015)年 3 月	首都直下地震緊急対策推進基本計画閣議決定	令和 2(2020)年までに住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率 95%の目標を明示
平成 27(2015)年 3 月	熊谷市公共施設アセットマネジメント基本方針決定	耐震診断及び強度不足の場合の耐震改修等を実施し、耐震化率 100%とすることを記載
平成 27(2015)年 8 月	熊谷市地域防災計画修正	関東平野北西縁断層帯震災に強い都市構造を形成するため、建築物の耐震化の促進を明示について被害想定等、地震に関連する記述の補足等が行われる

年月	経過	備考
平成 28(2016)年 3 月	国の基本方針の改正	令和 7(2025)年までに耐震性が不十分な住宅をおおむね解消とする目標を明示
平成 28(2016)年 3 月	埼玉県建築物耐震改修促進計画改定	令和 2(2020)年度までの耐震化率の目標 住宅 95% 多数の者が利用する建築物 市町村有 100%、民間 95% （県有は 100%耐震化済（移転解体等計画が決定したもの含む））
平成 28(2016)年 3 月	改定熊谷市建築物耐震改修促進計画策定	令和 2(2020)年度までの耐震化率の目標 住宅 95% 多数の者が利用する建築物 市有 100%、民間 95%
平成 28(2016)年 4 月	平成 28(2016)年熊本地震	最大震度 7（2 回記録） 死者 273 人 住宅全壊 8,667 棟、半壊 34,719 棟、 一部破損 163,500 棟（内閣府ＨＰ） 平成 12(2000)年 5 月 31 日以前に新耐震基準により建築された住宅にも倒壊被害が発生
平成 29(2017)年 3 月	埼玉県住生活基本計画改定	令和 7(2025)年度までに耐震性を有しない住宅ストックをおおむね解消する指標を設定
平成 29(2017)年 4 月	熊谷市公共施設アセットマネジメント基本計画策定	市有施設の耐震化に関する実施基準について記載
平成 30(2018)年 3 月	第 2 次熊谷市総合振興計画「子どもたちの笑顔があふれるまち　熊谷　～輝く未来へトライ～」策定	市民の生命と財産を守るため、災害等に備える自助、共助の強化・向上を明示
平成 30(2018)年 6 月	大阪府北部の地震	最大震度 6 弱 死者 4 人（うちブロック塀崩落により 2 人死亡） 住宅全壊 9 棟、半壊 87 棟、 一部破損 27,096 棟（内閣府ＨＰ）
平成 30(2018)年 12 月	国の基本方針の改正	令和 7(2025)年を目途に耐震性が不十分な診断義務付け対象建築物をおおむね解消する目標を明示
平成 31(2019)年 1 月	耐震改修促進法施行令改正	避難路沿道の一定規模以上のブロック塀等について診断義務付けなど、耐震化の促進に向けた取組を強化
令和元(2019)年 7 月	埼玉県建築物耐震改修促進計画一部改定	耐震診断を義務付ける道路を指定
令和 2(2020)年 3 月	熊谷市国土強靱化地域計画策定	地域強靱化に向けた方針として、 住宅・建築物の耐震化の促進を明示
令和 2(2020)年 3 月	熊谷市個別施設計画策定	耐震化の早急な達成について記載

年月	経過	備考
令和 3(2021)年 3 月	熊谷市公共施設等総合管理計画改定	熊谷市公共施設アセットマネジメント基本方針・基本計画を一体で見直し、熊谷市公共施設等総合管理計画として改定
令和 3(2021)年 3 月	埼玉県建築物耐震改修促進計画改定	令和 7(2025)年度までの耐震化率の目標 住宅 95% 耐震診断義務化建築物おおむね解消 多数の者が利用する建築物 市町村有 100%、民間おおむね解消
令和 3(2021)年 3 月	熊谷市建築物耐震改修促進計画 策定	令和 7(2025)年度までの耐震化率の目標 住宅 95% 多数の者が利用する建築物 市有 100%、民間おおむね解消
令和 3(2021)年 12 月	国の基本方針の改正	令和 12(2030)年までに耐震性が不十分な住宅をおおむね解消とする目標を明示 令和 7(2025)年までに耐震性が不十分な診断義務付け対象建築物をおおむね解消とする目標を明示
令和 6(2024)年 1 月	令和 6(2024)年能登半島地震	最大震度 7 死者 592 人 平成 12(2000)年 5 月 31 日以前に新耐震基準により建築された住宅にも倒壊被害が発生
令和 7(2025)年 7 月	国の基本方針の改正	令和 17(2035)年までに耐震性が不十分な住宅をおおむね解消とする目標を明示 耐震性が不十分な診断義務付け対象建築物のうち要緊急安全確認大規模建築物については令和 12(2030)年までに、要安全確認計画記載建築物については早期におおむね解消する目標を明示

２　熊谷市の被害想定及び他計画との関連性

⑴　熊谷市の被害想定との関連

埼玉県では、「平成２４・２５（２０１２・２０１３）年度埼玉県地震被害想定調査」（以下「被害想定調査」という。）により、東京湾北部地震、茨城県南部地震、元禄型関東地震、関東平野北西縁断層帯地震及び立川断層帯地震の５つのタイプの地震発生を想定し、被害予測をしている。

熊谷市域については、関東平野北西縁断層帯地震で最大の被害が予測されている。この場合、震度は熊谷市の広い範囲で６強以上、一部で７となり、４，３００棟以上の家屋が全壊するほか、火災が冬の夕方に発生し、そのときの風速が８ｍの場合には、８００棟以上の家屋が焼失すると予測されている。また、人的被害が最大となるのは冬の早朝に地震が発生した場合であり、死者は２８４人、負傷者は１，９００人余りに上ると予測されている。

⑵　他計画との関連

本計画は、「第２次熊谷市総合振興計画」を上位計画とし、「熊谷市地域防災計画」などと整合・連携を図るものとする。

ア　第２次熊谷市総合振興計画　後期基本計画

（令和５（２０２３）年３月）

市政運営の基本となる行政計画として第２次熊谷市総合振興計画後期基本計画「子どもたちの笑顔があふれるまち　熊谷」を策定し、目指すべき将来都市像の実現を図るための取組の内容を示している。

計画の実現のために重点的・先導的に取り組むリーディングプロジェクトの一つとして「安心して暮らせる安全なまちづくり」が設定され、ライフラインの整備として、緊急輸送道路沿道建築物の耐震化促進が挙げられている。

イ　熊谷市地域防災計画（令和４（２０２２）年３月）

熊谷市地域防災計画は、熊谷市の地域に係る災害対策全般に関し、総合的かつ計画的な防災対策の整備及び推進を図り、市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的としている。

計画内にて、住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修を促進するとともに、建築物に対する指導等の強化及び支援措置の拡充等を図るなど、地震時の建物の倒壊等によって発生する人的被害及び経済被害を軽減するための対策について、熊谷市建築物耐震改修促進計画に基づき建築

物の耐震化を計画的に進めることを明記している。

ウ　熊谷市国土強靭化地域計画

（令和２（２０２０）年３月策定、令和５（２０２３）年３月改訂）

強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靭化基本法に基づき、大規模自然災害が発生しても市民の生命を最大限守り地域社会の重要な機能を維持する「強さ」と、生活・経済への影響、市民の財産及び公共施設の被害をできる限り軽減して迅速な復旧・復興ができる「しなやかさ」を持ち、市民の安全・安心を守るよう備えるため、熊谷市国土強靭化地域計画を策定している。

施策分野別の強靭化に向けた方針として、住宅・建築物の耐震化等の促進を明記している。

エ　熊谷市公共施設等総合管理計画

（平成２７（２０１５）年３月策定、令和８（２０２６）年３月改訂）

熊谷市公共施設アセットマネジメント基本方針・基本計画は、庁舎、学校、公民館などのいわゆるハコモノ施設と、道路、上下水道などのインフラ施設を合わせた「公共施設」を、市民全体の「アセット（資産・財産）」として捉え、その「マネジメント（経営・やりくり）」を長期的かつ計画的に行っていくことを定めている。

熊谷市公共施設等総合管理計画では、市有施設の耐震化の実施方針を定めており、本計画が対象とする建築物については、特に重点的に耐震化を進める必要があると記載し、公共施設の耐震化率を大幅に向上させることとしている。

本計画に掲げる市有施設の耐震化の具体的な実施については、熊谷市公共施設等総合管理計画及び熊谷市個別施設計画により計画的に推進する。

３　計画の期間

本計画の期間は令和８（２０２６）年度から令和１２（２０３０）年度までの５年間とする。

期間中の社会情勢の変化や法令等の改正などに適切に対応するため、定期的に耐震化の進捗や施策の状況を確認し、必要に応じて計画の見直し等を行う。

４　対象建築物

本計画で耐震化の目標を設定して取組対象とする建築物は、旧耐震基準で建築された以下のものとする。

⑴　住宅（共同住宅及び長屋含む）

居住世帯のある住宅

⑵　耐震診断義務化建築物

表２（Ｐ８）に掲げる用途及び規模に該当する要緊急安全確認大規模建築物※２

⑶　多数の者が利用する建築物※３

表２に掲げる用途及び規模に該当する建築物

⑷　緊急輸送道路閉塞建築物※４

表１０（Ｐ１８）に掲げる路線を閉塞するおそれのある建築物（図１）

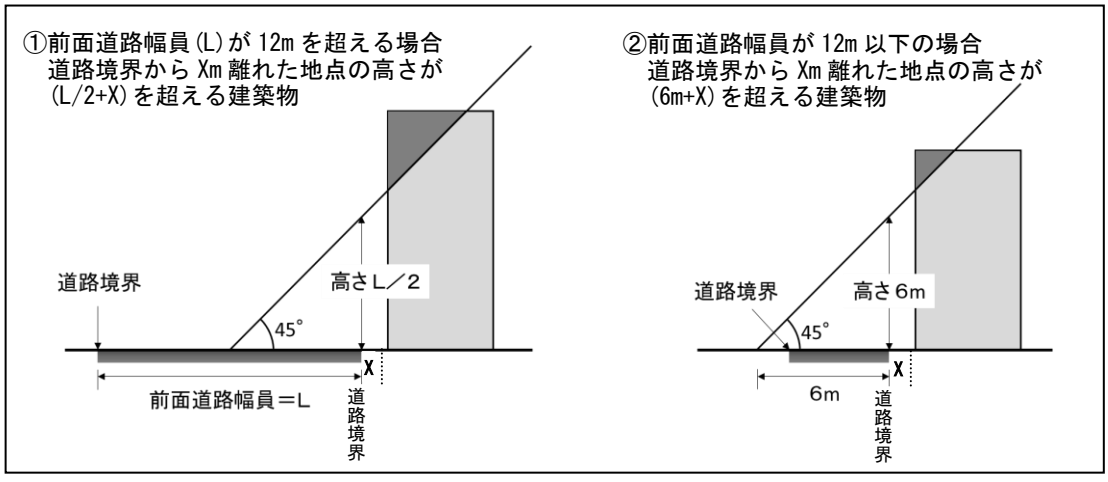

図１　閉塞するおそれのある建築物

※２　要緊急安全確認大規模建築物
耐震改修促進法附則第３条第１項に規定される建築物

※３　多数の者が利用する建築物
耐震改修促進法第１４条第１項第１号に規定される建築物

※４　緊急輸送道路
耐震改修促進法第５条第３項第２号及び第３号に基づく道路
埼玉県県土整備部道路環境課ＨＰより
https://www.pref.saitama.lg.jp/a1006/jigyousyoukai/k-road.html

表２　対象建築物用途・規模一覧

（多数の者が利用する建築物及び要緊急安全確認大規模建築物）

本計画における分類	用途	規模	
		多数の者が利用する建築物	要緊急安全確認大規模建築物
学校	幼稚園、幼保連携型認定こども園（※）	2 階以上かつ 500 ㎡以上	2 階以上かつ 1,500 ㎡以上
	小学校等（小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校）	2 階以上かつ 1,000 ㎡以上	2 階以上かつ 3,000 ㎡以上
	学校（小学校等以外の学校）	3 階以上かつ 1,000 ㎡以上	―
病院・診療所	病院、診療所		3 階以上かつ 5,000 ㎡以上
劇場・集会場等	劇場、集会場、観覧場、映画館、演芸場、公会堂		
店舗等	展示場		
	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗		
	遊技場		
	公衆浴場		
	飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの		
	卸売市場		―
ホテル・旅館等	ホテル、旅館		3 階以上かつ 5,000 ㎡以上
賃貸共同住宅等	賃貸住宅（共同住宅に限る）、寄宿舎、下宿		―
社会福祉施設等	保育所、幼保連携型認定こども園（※）	2 階以上かつ 500 ㎡以上	2 階以上かつ 1,500 ㎡以上
	老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの	2 階以上かつ 1,000 ㎡以上	2 階以上かつ 5,000 ㎡以上
	老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの		
消防庁舎	消防署その他これらに類する公益上必要な建築物	3 階以上かつ 1,000 ㎡以上	3 階以上かつ 5,000 ㎡以上
その他一般庁舎	保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物（不特定かつ多数の者が利用するものに限る）		
その他	体育館	1 階以上かつ 1,000 ㎡以上	1 階以上かつ 5,000 ㎡以上（一般公共の用に供されるもの）
	ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設	3 階以上かつ 1,000 ㎡以上	3 階以上かつ 5,000 ㎡以上
	博物館、美術館、図書館		
	理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗		
	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの		
	自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設		
	事務所		―
	工場（危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く）		―
	一定以上の危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物（敷地境界線から一定距離以内に存する建築物に限る）	―	1 階以上かつ 5,000 ㎡以上

※ 本計画において幼保連携型認定こども園は、施設の状況に応じていずれかの用途に分類している

第２章　建築物の耐震化の現状と今後の目標

１　熊谷市の耐震化の現状

市内における、旧耐震基準の住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化状況は次のとおりである。

⑴　住宅の耐震化

住宅の耐震化については、市と県の役割分担のもと、支援制度の創設や所有者への啓発活動などにより、耐震化の促進を図ってきた。

市における近年の耐震化率※５の推移は表３のとおりである。

表３　住宅の耐震化率の推移

（単位：戸）

集計日	昭和 56(1981)年５月までの旧耐震基準の住宅			昭和 56(1981)年６月以降の新耐震基準の住宅	計	耐震化率（%）
		耐震性なし※６	耐震性あり※６			
	a	B	C	d	e=a+d	f=(c+d)/e
平成 30(2018)年 10 月１日※７	16,346	5,601	10,745	60,714	77,060	92.7%
令和５(2023)年 10 月１日※７	16,321	5,309	11,012	63,569	79,890	93.4%
令和６(2024)年 3 月 31 日※８	16,318	5,276	11,042	64,265	80,583	93.5%
令和７(2025)年 3 月 31 日※８	16,314	5,211	11,103	65,006	81,320	93.6%
令和８(2026)年 3 月 31 日※８	16,310	5,145	11,165	65,544	81,854	93.7%

※５　耐震化率
昭和５６（１９８１）年５月までに工事に着手した建築物のうち耐震性があるとされるものと新耐震基準で建築された建築物との合計が全体に占める割合で算出
※６　最新の国土交通省の算定方法により按分
※７　住宅・土地統計調査（総務省）
※８　熊谷市推計

⑵　耐震診断義務化建築物の耐震化

耐震診断義務化建築物である要緊急安全確認大規模建築物に対して、市及び県は、建物所有者への継続的な個別訪問や支援制度の拡充により重点的に耐震化の促進を図っている。

市における耐震診断義務化建築物の耐震化進捗状況は表４のとおりである。なお、令和２（２０２０）年度末時点で耐震性不足解消率※9は、１００％である。

また、要緊急安全確認大規模建築物は、その用途及び規模から特に社会的影響が大きいため、市は、耐震診断結果を公表している。所有者に対しては、特に重点的な働きかけを実施し、耐震化の促進に努めている。市における要緊急安全確認大規模建築物の用途別の耐震化進捗状況は表５のとおりである。

表４　耐震診断義務化建築物の耐震性不足解消率

（単位：棟）

種別	集計日	公表された建築物	耐震性不促建築物	耐震性不足解消建築物 ※10	耐震性不足解消率（%）
		a	b	c	d=c/a
要緊急安全確認大規模建築物	平成 29(2017)年 3 月 31 日	13	3	10	76.9%
	平成 30(2018)年 3 月 31 日	13	1	12	92.3%
	平成 31(2019)年 3 月 31 日	13	1	12	92.3%
	令和 2(2020)年 3 月 31 日	13	1	12	92.3%
	令和 3(2021)年 3 月 31 日	13	0	13	100%

令和２（２０２０）年まで 耐震化状況調査（熊谷市）、令和３年（２０２１） 実績値

※９　耐震性不足解消率
耐震診断結果が公表された建築物の棟数のうち、耐震診断により耐震性を有することが確認された建築物、耐震改修、建替え等により耐震性が不十分な状態が解消された建築物及び除却された建築物の棟数が占める割合

※10　耐震性不足解消建築物
耐震性を有する建築物及び耐震性が不十分な状態が解消された建築物（除却や建替え含む）

表５　要緊急安全確認大規模建築物の用途別耐震性不足解消率

（単位：棟）

用途分類	公表された建築物			耐震性不足解消率（%）		
		耐震性不足建築物	耐震性不足解消建築物		公共建築物	民間建築物
	a	b	c	d=c/a	ー	ー
学校	9	0	9	100%	100%	－
病院・診療所	1	0	1	100%	－	100%
劇場・集会場等	0	0	0	－	－	－
店舗等	1	0	1	100%	－	100%
ホテル・旅館等	0	0	0	－	－	－
社会福祉施設等	0	0	0	－	－	－
消防庁舎	0	0	0	－	－	－
その他一般庁舎	1	0	1	100%	100%	－
その他	1	0	1	100%	100%	－
合計	13	0	13	100%	100%	100%

耐震化状況調査（熊谷市）より

⑶　多数の者が利用する建築物の耐震化

多数の者が利用する建築物については、市と県で連携し、公共建築物と民間建築物に対して、それぞれ耐震化の促進を図ってきた。

市における耐震化率の推移は表６のとおりである。

表６　多数の者が利用する建築物の耐震化率の推移

（単位：棟）

集計日	昭和 56(1981)年 5 月までの旧耐震基準の建築物			昭和 56(1981)年 6 月以降の新耐震基準の建築物	計	耐震化率（%）
		耐震性なし※	耐震性あり※			
	a	b	c	d	e=a+d	f=(c+d)/e
平成 29(2017)年 3 月 31 日	157	46	111	432	589	92.2%
平成 30(2018)年 3 月 31 日	151	43	108	435	586	92.7%
平成 31(2019)年 3 月 31 日	149	41	108	435	584	93.0%
令和 2(2020)年 3 月 31 日	147	38	109	437	584	93.5%
令和 3(2021)年 3 月 31 日	147	35	112	447	594	94.1%
令和 4(2022)年 3 月 31 日	143	34	109	454	597	94.3%
令和 5(2023)年 3 月 31 日	142	34	108	456	598	94.3%
令和 6(2024)年 3 月 31 日	142	33	109	460	602	94.5%
令和 7(2025)年 3 月 31 日	140	32	108	464	604	94.7%
令和 8(2026)年 3 月 31 日	136	29	107	460	596	95.1%

令和８（２０２６）年まで　耐震化状況調査（熊谷市）

※耐震性不明のものは他物件の耐震診断結果を参考に按分

ア　市有建築物

市が所有する建築物については、地震発生時の避難場所など、多くが応急活動の拠点となる重要な施設となるため、これらの建築物の耐震化に積極的に取り組んでいる。耐震診断を行っていないものについては速やかに実施し、耐震性が確保されていないものについて耐震化を図るとともに、各建築物の耐震化情報の公開に努める。

令和７（２０２５）年度末時点の市有建築物の用途別の耐震化状況は表７のとおりである。

表７　令和７（２０２５）年度末の多数の者が利用する建築物（市有）の耐震化率

（単位：棟）

用途分類	昭和56(1981)年5月までの旧耐震基準の建築物			昭和56(1981)年6月以降の新耐震基準の建築物	計	耐震化率（%）
		耐震性なし※	耐震性あり※			
	A	b	C	d	e=a+d	f=(c+d)/e
学校	50	0	50	59	109	100%
病院・診療所	0	0	0	0	0	－
劇場・集会場等	3	2	1	3	6	66.7%
店舗等	0	0	0	0	0	－
ホテル・旅館等	0	0	0	0	0	－
賃貸共同住宅等	15	0	15	15	30	100%
社会福祉施設等	2	0	2	1	3	100%
消防庁舎	0	0	0	3	3	100%
その他一般庁舎	1	0	1	2	3	100%
その他	7	2	5	6	13	84.6%
合計	78	4	74	89	167	97.6%

耐震化状況調査（熊谷市）より

※耐震性不明のものは他物件の耐震診断結果を参考に按分

イ　民間建築物

民間の多数の者が利用する建築物に対して、市及び県は、建物所有者へ働きかけを行うなど耐震化の促進に努めている。

市における民間建築物の令和７（２０２５）年度末時点の用途別の耐震化状況は表８のとおりである。

表８　令和７（２０２５）年度末の多数の者が利用する建築物（民間）の耐震化率

（単位：棟）

用途分類	昭和56(1981)年5月までの旧耐震基準の建築物			昭和56(1981)年6月以降の新耐震基準の建築物	計	耐震化率（%）
		耐震性なし※	耐震性あり※			
	A	b	c	d	e=a+d	f=(c+d)/e
学校	0	0	0	13	13	100%
病院・診療所	4	3	1	16	20	85.0%
劇場・集会場等	0	0	0	3	3	100%
店舗等	6	3	3	15	21	85.7%
ホテル・旅館等	0	0	0	17	17	100%
賃貸共同住宅等	7	4	3	106	113	96.5%
社会福祉施設等	6	1	5	80	86	98.8%
消防庁舎	0	0	0	0	0	－
その他一般庁舎	0	0	0	0	0	－
その他	35	14	21	121	156	91.0%
合計	58	25	33	371	429	94.2%

耐震化状況調査（熊谷市）より

※耐震性不明のものは他物件の耐震診断結果を参考に按分

２　本計画における耐震化の目標

本計画における耐震化の目標は表９のとおりである。

住宅については、国の基本方針及び現状の進捗状況を踏まえて目標を定めた。

耐震診断義務化建築物については、令和２（２０２０）年度に１００％を達成している。

多数の者が利用する建築物のうち、公共建築物は、災害時に活動拠点や避難施設に活用されること、民間建築物は、多くの市民に被害が及ぶおそれがあることを考慮し、現状の進捗状況を踏まえて定めた。

表９　令和１２（２０３０）年度における耐震化の目標

		現状	目　標		埼玉県目標
		令和７（２０２５）年度	令和７（２０２５）年度（前回目標）	令和１２（２０３０）年度	令和１２（２０３０）年度
住　宅		９３．７％	９５％	**９５％**	９５％
耐震診断義務化建築物		１００％ 令和２（２０２０）年度達成済み	―	―	おおむね解消※
多数の者が利用する建築物	市有	９７．６％	１００％	**１００％**	県有：１００％ 令和元（２０１９）年度達成済み
	民間	９４．２％	おおむね解消※	**おおむね解消※**	おおむね解消※

※耐震性が不十分な建築物をおおむね解消する

第３章　建築物の耐震化の促進に関する施策

１　耐震化の促進に向けた取組方針

建築物の耐震化を促進するためには、その所有者等が震災対策を自らの問題として認識し、自らの責任において取り組むことが不可欠である。

このことから、所有者の耐震化に対する意識啓発や、耐震化を実施する際に要する費用などの負担軽減は大変重要となる。

そこで、市及び県は、耐震化目標を達成し、地震発生時の被害を軽減するために、次項に掲げる施策に取り組む。

２　具体的な施策

⑴　住宅の耐震化の促進に関する取組

住宅の耐震化の促進については、住民に身近な市町村による取組が特に重要であることから、市と県における適切な役割分担のもと、連携して住宅の耐震化に努める。

ア　各種支援の実施

・補助制度

市は、木造戸建て住宅の耐震化を促進するため、必要に応じて耐震化に関する補助制度を設け、所有者の費用負担の軽減を図る。

＜現行の補助制度＞

(ｱ)　熊谷市木造住宅耐震診断補助金

(ｲ)　熊谷市木造住宅耐震改修等補助金

その他、災害に強いまちづくりの整備促進として、木造戸建て住宅の除却並びに木造戸建て住宅以外の住宅の耐震化及び除却について、所有者の費用負担の軽減を図るように努める。

・相談窓口の設置及び情報提供

市及び県は、住宅の耐震化に関しての相談窓口を設け、情報提供による意識の啓発や、住民のニーズを把握し、各取組に反映させるなど、耐震化の促進を図る。

・リーフレットの配布及びセミナー・講習会等の開催による啓発

市は、耐震化の重要性及び必要性についての普及啓発活動を実施するとともに、市民や自治会、関係団体等からの要請に応じ、震災予防に関する市政宅配講座を実施し、市民の防災意識向上を図る。

また、木造住宅の無料簡易耐震診断を行い、住宅の耐震化の促進を図る。

県は、住宅の耐震化の促進のため、「戸建住宅震災対策啓発リーフレット」を作成し、戸建住宅の耐震改修、家具の転倒対策、ブロック塀等の安全対策及び耐震シェルターの設置などを啓発するとともに、各市町村の補助制度や税制優遇の周知を図る。

⑵　緊急輸送道路沿道の建築物の耐震化の促進に関する取組

市及び県は、震災時の救命活動や物資輸送を行う際の重要な役割を担う緊急輸送道路の機能確保のため、倒壊によって緊急輸送道路を閉塞するおそれのある建築物※11の耐震化に取り組む。

ア　各種支援の実施

・補助制度

市及び県は、緊急輸送道路沿道の耐震化を促進するため、必要に応じて耐震化に関する補助制度を設け、所有者の費用負担の軽減を図る。

市は、緊急輸送道路沿道の建築物の耐震診断及び耐震改修を行う場合、要した費用の一部を補助する以下の制度を設けている。また、市内緊急輸送道路の一覧は表１０（Ｐ１８）のとおりである。さらに、緊急輸送道路網図を図２（Ｐ１９）に示す。

＜現行の補助制度＞

(ｱ)　熊谷市緊急輸送道路閉塞建築物耐震診断事業補助金

(ｲ)　熊谷市緊急輸送道路閉塞建築物耐震改修事業補助金

※11　倒壊によって緊急輸送道路を閉塞するおそれのある建築物
耐震改修促進法第１４条第３号に規定される建築物（通行障害建築物）

表１０　埼玉県（熊谷市内分）緊急輸送道路一覧
（※令和７（２０２５）年７月現在）

種別①：第一次特定緊急輸送道路　　直国：国交省管理国道　　一般：一般県道
種別１：第一次緊急輸送道路　　補国：県管理国道　　市町村:市町村道（市道）
種別２：第二次緊急輸送道路　　主要：主要地方道

番号	種別	道路管理者	路線番号	道路種別	路線名	区間
(1)	①	国交省	17	直国	国道17号	熊谷市本石（407号との交差点）～熊谷市石原（407号との交差点）
(2)	①	国交省	17	直国	国道17号熊谷ﾊﾞｲﾊﾟｽ	熊谷市池上（行田市境）～熊谷市代（407号との交差点）
(3)	①	国交省	17	直国	国道17号深谷ﾊﾞｲﾊﾟｽ	熊谷市代（407号との交差点）～熊谷市西別府（深谷市境）
(4)	①	国交省	17	直国	国道17号上武道路	熊谷市西別府（17号深谷ﾊﾞｲﾊﾟｽとの交差点）～熊谷市西別府（深谷市境）
(5)	①	埼玉県	125	補国	国道125号	熊谷市池上（行田市境）～熊谷市上之（17号熊谷ﾊﾞｲﾊﾟｽとの交差点）
(6)	①	埼玉県	140	補国	国道140号	熊谷市石原（17号との交差点）～熊谷市三ヶ尻（深谷市境）
(7)	①	埼玉県	407	補国	国道407号	熊谷市妻沼（群馬県境）～熊谷市冑山（東松山市境）
			計		4路線（一次特定）	7区間
(8)	1	国交省	17	直国	国道17号	熊谷市久下（行田市境）～熊谷市本石（407号との交差点）
(9)	1	国交省	17	直国	国道17号	熊谷市石原（407号との交差点）～熊谷市新堀（深谷市境）
(10)	1	国交省	17	直国	国道17号熊谷ﾊﾞｲﾊﾟｽ	熊谷市代（407号との交差点）～熊谷市久保島（17号との交差点）
(11)	1	埼玉県	11	主要	熊谷小川秩父線	熊谷市村岡（407号との交差点）～熊谷市小江川（深谷東松山線との交差点）
(12)	1	埼玉県	47	主要	深谷東松山線	熊谷市拾六間（深谷市境）～熊谷市小江川（熊谷小川秩父線との交差点）
(13)	1	埼玉県	128	一般	熊谷羽生線	熊谷市佐谷田（17号との交差点）～熊谷市佐谷田（行田市境）
(14)	1	埼玉県	173	一般	ときがわ熊谷線	熊谷市野原（滑川町境）～熊谷市万吉（熊谷小川秩父線との交差点）
			計		5路線（一次）	7区間
(15)	2	埼玉県	75	主要	熊谷児玉線	熊谷市三ヶ尻（深谷東松山線との交差点）～熊谷市御稜威ケ原（深谷市境）
(16)	2	埼玉県	83	主要	熊谷館林線	熊谷市肥塚（17号熊谷バイパスとの交差点）～熊谷市今井（熊谷ｽﾎﾟｰﾂ文化公園）
(17)	2	埼玉県	128	一般	熊谷羽生線	熊谷市池上（125号との交差点）～熊谷市池上（弥藤吾行田線との交差点）
(18)	2	埼玉県	128	一般	熊谷羽生線	熊谷市筑波（17号との交差点）～熊谷市末広（熊谷市道との交差点）
(19)	2	埼玉県	257	一般	冑山熊谷線	熊谷市屈戸（熊谷市道との交差点）～熊谷市佐谷田（17号との交差点）
(20)	2	埼玉県	303	一般	弥藤吾行田線	熊谷市大塚（熊谷ｽﾎﾟｰﾂ文化公園）～熊谷市池上（熊谷羽生線との交差点）
(21)	2	埼玉県	357	一般	美土里町新堀線	熊谷市美土里町（深谷東松山線との交差点）～熊谷市新堀（17号との交差点）
(22)	2	熊谷市	105	市町村	市道105号線	熊谷市上之980番9地先～熊谷市上中条243番12地先
(23)	2	熊谷市	123	市町村	市道123号	熊谷市籠原南一丁目317番地先～熊谷市籠原南二丁目189番地先
(24)	2	熊谷市	133	市町村	市道133号線	熊谷市本町二丁目72番地先～熊谷市宮町二丁目138番地先
(25)	2	熊谷市	135	市町村	市道135号線	熊谷市中西一丁目2地先（熊谷羽生線との交差点）～熊谷市肥塚872番3地先（国道17号熊谷バイパスとの交差点）
(26)	2	熊谷市	30398	市町村	市道30398号線	熊谷市上中条243番12地先～熊谷市上中条119番地先
(27)	2	熊谷市	40453	市町村	市道40453号	熊谷市久保島521番1地先～熊谷市久保島1050番12地先
(28)	2	熊谷市	40672	市町村	市道40672号	熊谷市久保島1184番2地先～熊谷市久保島521番2地先
(29)	2	熊谷市	40728	市町村	市道40728号	熊谷市玉井16番4地先～熊谷市久保島1184番2地先
(30)	2	熊谷市	40826	市町村	市道40826号	熊谷市籠原一丁目193番地先～熊谷市籠原南二丁目241番地先
(31)	2	熊谷市	41052	市町村	市道41052号	熊谷市新堀新田251番2地先～熊谷市久保島521番1地先
(32)	2	熊谷市	大里1513	市町村	市道大里1513号線	熊谷市屈戸214番2地先（冑山熊谷線との交差点）～熊谷市中曽根654-1地先（熊谷市役所大里庁舎）
(33)	2	熊谷市	40810	市町村	市道40810号	熊谷市新堀500地先（熊谷県土整備事務所）～熊谷市新堀523番2地先
(34)	2	熊谷市	41053	市町村	市道41053号	熊谷市新堀523番2地先～熊谷市新堀新田33番1地先（市道41052号との交差点）
(35)	2	熊谷市	111	市町村	市道111号	熊谷市銀座三丁目50番2地先（国道17号との交差点）～熊谷市末広三丁目9番1地先（熊谷地方庁舎）
(36)	2	熊谷市	江南110	市町村	市道江南110号	熊谷市江南中央一丁目12番23地先（熊谷小川秩父線との交差点）～熊谷市江南中央一丁目13番3地
(37)	2	熊谷市	江南5230	市町村	市道江南5230号	熊谷市江南中央一丁目13番3地先～熊谷市江南中央1丁目1番1地先（熊谷市役所江南庁舎）
(38)	2	熊谷市	40918	市町村	市道40918号	熊谷市籠原南二丁目221番地先（市道40826号との交差点）～熊谷市拾六間65番5地先
(39)	2	熊谷市	40837	市町村	市道40837号	熊谷市拾六間65番5地先～熊谷市拾六間27番2地先
(40)	2	熊谷市	40413	市町村	市道40413号	熊谷市拾六間27番2地先～熊谷市三ケ尻2066番地先（熊谷西高等学校）
			計		25路線（ニ次）	26区間

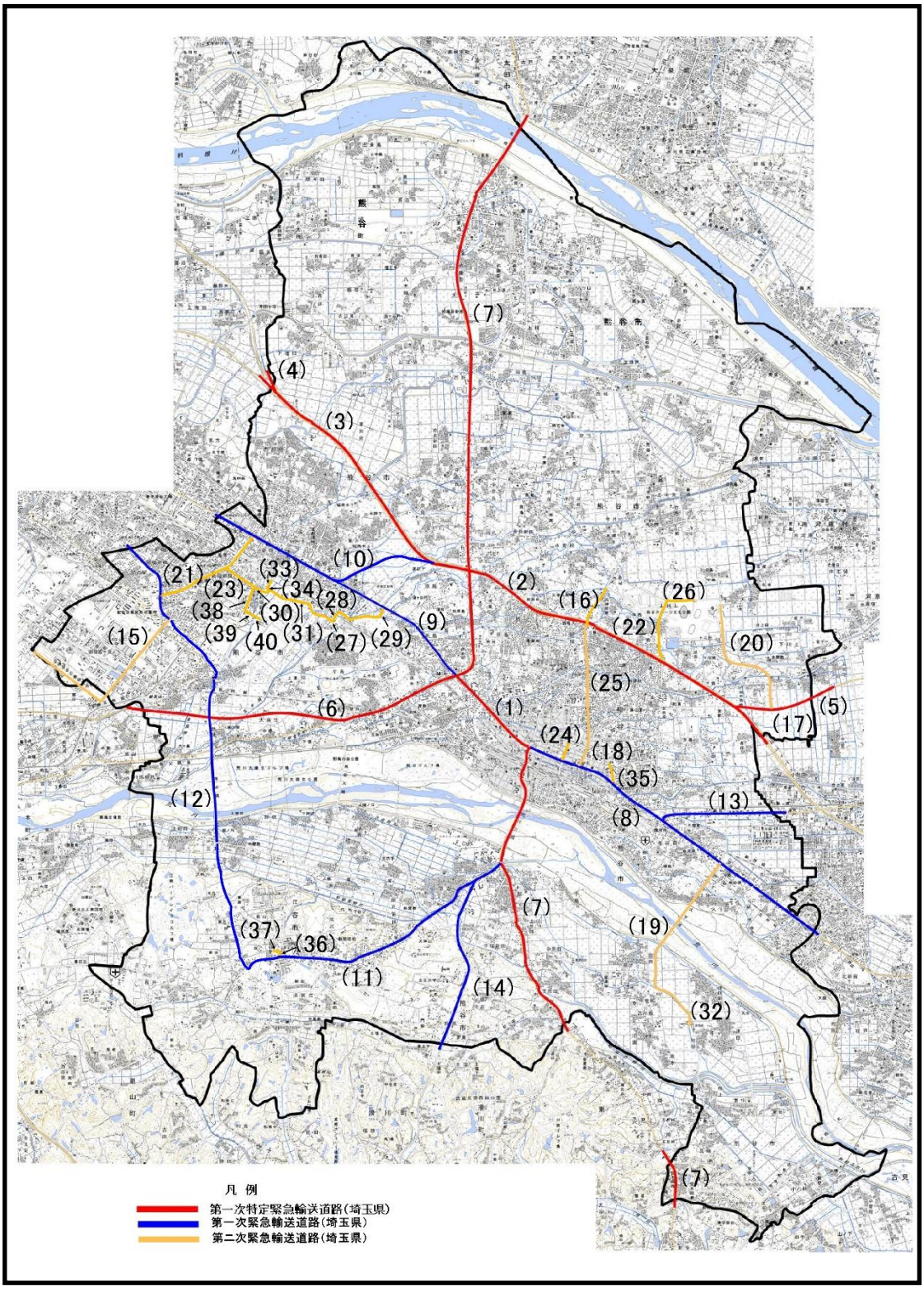

図２　埼玉県（熊谷市内分）緊急輸送道路網図
（※令和７（２０２５）年７月現在）

イ　特に重要となる路線の指定等

県は、平成２５（２０１３）年に緊急輸送道路のうち特に重要となる路線※12を「重点２３路線」として選定し※13、補助制度を一部拡充するなどして重点的な耐震化に取り組んでいる。

また、今後必要性が生じた場合には、耐震診断の義務化などの新たな施策の検討を進める。

ウ　耐震診断を義務付ける路線の指定等

平成３０（２０１８）年７月に、九都県市※14が広域的な観点から連携して緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を促進させていくため、「九都県市緊急輸送道路沿道建築物の耐震化促進に向けた連携協議会」が設置された。同月、本協議会は、緊急輸送道路の広域ネットワークを形成するため、沿道建築物の耐震化に連携して取り組む路線（以下「連携路線」という。）を選定した。

これを踏まえ、連携路線を閉塞するおそれのある建築物の耐震化を一層促進するため、耐震診断を義務付ける路線（以下「義務付け路線」という。）の指定がされた。

熊谷市内の義務付け路線は国道１７号バイパスのみである。また、義務付け路線を閉塞するおそれのある対象建築物の数は０件である。

※12　特に重要となる路線（重点２３路線）
高速道路：外環、東北、関越、常磐、首都高及び圏央道の６路線
※熊谷市内は対象路線なし
国　　道：４号、４号バイパス、１６号及び１７号並びに１７号バイパス、１２２号、１２５号、１４０号、２５４号、４０７号及び４６３号の各一部の１１路線
※熊谷市内の対象路線は、１７号、１７号バイパス、１２５号、１４０号及び４０７号
県　　道：主要地方道さいたま栗橋線、主要地方道さいたま川口線、主要地方道さいたま菖蒲線、主要地方道深谷東松山線(＋一般県道ときがわ熊谷線)、主要地方道台東川口線(＋主要地方道さいたま草加線)及び主要地方道羽生栗橋線の各一部の６路線
※熊谷市内の対象路線は、主要地方道深谷東松山線及び一般県道ときがわ熊谷線

※13　選定基準
高速道路、国道及び県道のうち主に４車線以上の路線

※14　九都県市
埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県の４都県並びに横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市及び相模原市の５政令市

⑶　多数の者が利用する建築物の耐震化の促進に関する取組

多数の者が利用する建築物の耐震化の促進については、住宅と同様、所有者等への意識啓発や費用負担軽減が重要である。

これらの建築物は日常生活において多くの市民が利活用し、地震発災時には大きな被害が発生することが予想される。

市及び県は、多数の者が利用する建築物の所有者に耐震改修の必要性を啓発するとともに、耐震化が図られるよう働きかける。

ア　各種支援の実施

・補助制度

市及び県は、多数の者が利用する建築物（民間建築物）の耐震化を促進するため、耐震化に関する補助制度を設け、所有者の費用負担の軽減を図るように努める。

・耐震サポーター登録制度※15

県は、建築物の所有者等の耐震化に関する疑問や不安等を解消するための相談窓口の一つとして、県内の建築士事務所や施工業者を「耐震サポーター」として登録する制度を設けている。

また、県は耐震サポーターの名簿を作成、公表しており、建物所有者等が耐震化について相談先を探す際に名簿を活用できるよう、周知に努める。

市は建築物の耐震化を促進するため、所有者等の求めに応じて、耐震サポーター登録制度に関する情報提供を行う。

・金融機関による融資※16

県は、県内３金融機関で設けている、耐震診断や耐震改修の実施に当たり通常よりも低減した利率で融資を受けることができる制度や、独立行政法人住宅金融支援機構の耐震改修やリフォームに関する融資制度の周知を図る。

市は、建築物の耐震化を促進するため、所有者等の求めに応じて、県内３金融機関等による融資支援に関する情報提供を行う。

※15　耐震サポーター登録制度
https://www.pref.saitama.lg.jp/a1106/shinsai/taishin-supporter.html

※16　金融機関による融資
多数の者が利用する建築物以外の建築物でも利用できる場合がある。
埼玉県都市整備部建築安全課ＨＰより
https://www.pref.saitama.lg.jp/a1106/shinsai/taishinka-yuushi.html

・相談窓口の設置及び情報提供

市及び県は、多数の者が利用する建築物（民間建築物）の耐震化に関しての相談窓口を設け、建物所有者の疑問点を解消するなど、建築物の耐震化を促進する。

イ　公共建築物の対策

市は、市が有する建築物のうち、耐震診断を行っていないものについては速やかに実施し、耐震性が確保されていないものについて耐震化を図るとともに、各建築物の耐震化情報の公開に努める。

⑷　その他の安全対策

・計画認定

市は、耐震改修促進法第１７条の規定に基づき、建築物の耐震改修を実施しようとする者から、容積率及び建蔽率の特例措置の計画認定の申請があった場合、その内容が同条に掲げる基準に適合すると認めるときは、その旨の認定を行う。

・耐震認定マーク表示制度

市は、耐震改修促進法第２２条の規定に基づき、耐震認定マークを表示するための建築物の地震に対する安全性に係る認定の申請があった場合、その内容を審査し、認定を行う。

また、耐震認定マーク表示制度についての周知を行う。

・新耐震基準の木造住宅への対応

平成２８（２０１６）年熊本地震及び令和６年（２０２４）能登半島地震においては、新耐震基準の住宅のうち、平成１２（２０００）年５月３１日以前に建築されたものについても、倒壊等の被害が確認された。

このことから、市及び県は適切な役割分担のもと、必要に応じて新耐震基準以降の既存耐震不適格建築物への地震対策の促進に努める。また、市は平成１２（２０００）年５月３１日以前に建築された新耐震基準の木造住宅についても無料簡易耐震診断を行い、住宅の耐震化の促進を図る。

・高齢者向けリバースモーゲージ型住宅ローン等の融資制度[※17]

市及び県は、高齢者世帯の住宅の耐震化を促進するため、地域の実情に応じ、高齢者向けリバースモーゲージ型住宅ローン等の耐震改修に関する融資制度の普及に努める。

・危険物貯蔵場等の安全対策

一定量以上の危険物を取り扱う既存耐震不適格建築物[※18]は、地震時の損傷等により大規模な被害が発生するおそれがある。

市及び県は、これらの建築物の実態把握を進め、必要に応じ、耐震化の促進を図る。

・エレベーター等の地震対策

東日本大震災では、本県を含め全国２０都道県で合計２５７件のエレベーターの閉じ込めが発生し、エスカレーターの脱落等も複数確認された。

大地震が発生した場合、エレベーターの閉じ込め等が発生する可能性が高く、救助には長い時間を要する。

市及び県は、エレベーター及びエスカレーターの脱落対策等の地震対策について、定期報告制度を活用し、改修等の指導を行う。また、エレベーター及びエスカレーターが設置された建築物の所有者等に対し、地震時のリスクなどを周知するとともに、地震対策に努める。

・窓ガラス、外壁等の落下防止及び天井の脱落防止対策

市及び県は、地震時の建築物の窓ガラス、外壁タイル及び看板等の落下並びに天井材等の非構造部材の脱落による危険を防止するため、建築物の所有者（管理者）に対し、落下対象物の調査の実施や、落下防止対策の普及啓発及び改修等の指導を行う。

※17　高齢者向けリバースモーゲージ型住宅ローン
住宅金融支援機構と提携する民間金融機関が提供する高齢者（主に６０歳以上）を対象とした住宅ローン。自宅を担保に資金を借り入れ、生存中は利息のみを毎月返済し、元金は利用者死亡時に一括返済（担保物件の売却代金など）するもの。

※18　現行の建築基準法等の規定に適合しない一定量以上の危険物を取り扱う建築物
耐震改修促進法第１４条第２号に規定される建築物

・リフォーム改修の機会を捉えた耐震改修

耐震改修だけでは、所有者の改修意欲が上がらない場合などが考えられる。

そこで、市及び県は、省エネやバリアフリー等のリフォーム改修と合わせた耐震改修の情報提供等を行い、所有者の耐震化の意欲向上に努める。

・段階的な耐震改修

住宅全体の耐震基準を満たすことが必要であるが、所有者の資金不足等により、直ちに耐震基準を満たす耐震改修等を実施することが困難な場合が考えられる。

そこで、当面の措置として、緊急的に耐震基準を満たさない水準で耐震改修を実施し、資金不足等の課題が解消された後に、住宅全体の耐震基準を満たす段階的な耐震改修を実施することなども考えられるため、市及び県は適切な役割分担のもと、地域の実情に応じ、段階的な耐震改修の普及に努める。

・ブロック塀の安全対策

現行の建築基準法等の規定に合わない塀や、劣化した塀は地震時に倒壊しやすく、生命に関わる被害が生じることや、道路を塞ぎ通行に支障をきたすおそれがある。

市及び県は、これらのブロック塀の安全性向上のため適切な役割分担のもと、啓発に取り組む。

市は、災害時に住民が避難所等へ避難するための道路等に接して築造されたブロック塀等で、地震によって倒壊する可能性のあるものについて、必要な指導や補助制度設置などの支援を行い、安全性の向上を図る。

【避難路、避難路沿道等】

本計画では、ブロック塀等の安全確保について重点的に取り組む道路を避難路として以下のとおり位置付ける。

避難路とは、熊谷市地域防災計画に定める避難所等に直接通じる建築基準法第４２条第１項及び第２項に規定する道路とする。

また、避難路沿道等とは、避難路の沿道又は熊谷市地域防災計画に位置付けた避難地に隣接する敷地とする。

＜現行の補助制度＞

熊谷市ブロック塀等撤去・生け垣設置奨励補助金

・耐震シェルター等の活用

耐震改修が完了していない旧耐震基準の木造住宅は、地震により倒壊する危険性があるため、生命に関わる被害が生じることが考えられる。

そこで、地震により住宅が倒壊しても安全な空間を確保し、命を守ることができるよう、耐震シェルター等の活用を促進する。

市は、住宅の倒壊時に人的被害を防ぐ、耐震シェルター又は防災ベッドの設置に要する費用の一部を補助する制度を設けることで、住宅の耐震化と一体となって暮らしの安心と安全を支える住まいづくりを実現する。

＜現行の補助制度＞

(ｱ)　熊谷市木造住宅耐震診断補助金

(ｲ)　熊谷市木造住宅耐震改修等補助金

・家具の転倒防止対策

県は、建築物の耐震化を促進するだけでなく、地震時の家具等の転倒による圧迫死を防止するため、家具や電化製品の固定を促すリーフレットを作成、配布し、県民の防災意識の普及啓発を図る。

また、建設業関係団体と連携し、専門家による相談、見積及び施工を安心して依頼できる「家具固定サポーター登録制度」を設け、県民の家具固定化の取組を支援する。

市は、これらの取組について周知を図る。

・地震保険の加入率向上

大規模な地震災害発生後の復旧を速やかに図るためには、地震保険の活用は大変効果がある。令和６（２０２４）年度の地震保険の世帯加入率は、全国平均で約３５．４％、埼玉県の世帯加入率が約３３．７％となっている。

市は、県と連携し、地震保険の保険料及び補償内容の情報提供など、地震保険の加入率向上のため、普及啓発に努める。

・熊谷市防災ハザードマップ[※19]の活用

市は、地震への対策、揺れやすさ及び液状化危険度の想定、風水害等の防災気象情報及び浸水想定のほか、避難場所等を示した熊谷市防災ハザードマップを活用するとともに、その周知に努める。



・家庭、地域での防災対策『命を守る３つの自助編』

県は、「地震への備えを『特別なこと（モシモ）』にせず、日常の生活の中で自然体で当たり前のこととして取り組む『イツモ防災』が大切」をコンセプトに、イツモの備えを具体的に分かりやすく伝えるための「防災マニュアルブック『命を守る３つの自助編』」[※20]を作成、周知し、防災への啓発を行う。

市は、これについて周知を図る。

・高層マンションの震災対策

マンションでは、高層階の大きな揺れや水道、ガス、電気等のライフラインの停止、エレベーターの停止による閉じ込め、家具類の転倒などの被害が想定される。そのため、マンションの居住者や管理組合等で、大地震に備え防災対策に取り組むことが重要となる。

県は、「マンション震災時活動マニュアル作成の手引き」[※21]を作成、周知し、マンションの防災対策を促進する。

市は、この手引きについて周知を図る。

※19　熊谷市防災ハザードマップ
熊谷市市長公室機管理課ＨＰより
https://www.city.kumagaya.lg.jp/kurashi/bosai/hazardmap/bousai_hm.html

※20　防災マニュアルブック『命を守る３つの自助編』
埼玉県危機管理部危機管理課ＨＰより
https://www.pref.saitama.lg.jp/documents/112385/bousai_manualbook.pdf

※21　マンション震災時活動マニュアル作成の手引き
埼玉県危機管理部危機管理課ＨＰより
https://www.pref.saitama.lg.jp/a0401/mansyonmanyuaru.html

・建築物の土砂災害対策

地震に伴うがけ崩れ等が発生した場合、建築物への大きな被害が想定されることから、土砂災害対策は重要と考えられる。

市及び県は、適切な役割分担のもと、建築物が土砂災害に対して安全な構造となるよう改修や移転等の対策実施に向けて取り組む。

・建築物の大雪対策

平成２６（２０１４）年の大雪時には、屋根の崩落など、県内の建築物に多大な被害が発生した。

市及び県は、法改正や各種制度通知など、国の動向に注視し、建築物の大雪対策について適切な対応を図る。

第４章　計画を推進するための体制

市、県及び建築関係団体は、次の協議会等を通じて情報の共有や各種イベントの開催等を行い、耐震化を計画的に推進する。

⑴　彩の国既存建築物地震対策協議会

本協議会は、埼玉県内に所在する現行の耐震設計基準に適合しない建築物の耐震性の向上等の地震前の対策及び被災建築物応急危険度判定等の地震後の対策に関し、会員相互で各種情報の交換、調査研究及び耐震相談窓口等の事業を行い、本県の建築物に係る地震対策の適正かつ円滑な推進を図ることを目的に活動している。

平成１０（１９９８）年１月に創設し、会員７５団体（埼玉県、６３市町村、及び１１建築関係団体※22 令和７（２０２５）年４月時点）で構成している。

⑵　埼玉県緊急輸送道路閉塞建築物等耐震化促進協議会

首都圏や東海地方に今後想定される大規模地震時の緊急物資の輸送や緊急車両の通行のために必要な広域的な緊急輸送道路の機能を確保するため、所管行政庁で緊急輸送道路閉塞建築物の耐震化促進について意見交換等を実施している。

本協議会は平成２３（２０１１）年６月に発足し、現在所管行政庁※23 である県及び１２市で構成している。

※22　建築関係団体（１１団体）

- 一般社団法人埼玉建築士会
- 一般社団法人埼玉県建築士事務所協会
- 一般財団法人埼玉県建築安全協会
- 一般社団法人埼玉建築設計監理協会
- 一般社団法人埼玉県建設業協会
- 公益財団法人埼玉県住宅センター
- 埼玉土建一般労働組合
- 建設埼玉
- 埼玉県住まいづくり協議会
- 一般財団法人さいたま住宅検査センター
- 一般社団法人日本建築構造技術者協会 関東甲信越支部 埼玉サテライト（JSCA 埼玉）

※23　所管行政庁

建築主事を置く市町村については当該市町村の長をいい、その他の市町村については県知事をいう。ただし、建築基準法第９７条の２第１項の規定により建築主事を置く市町村については県知事をいう。

本県の場合は埼玉県並びにさいたま市、川越市、熊谷市、川口市、所沢市、春日部市、狭山市、上尾市、草加市、越谷市、新座市及び久喜市の 12 市となる。

⑶　埼玉県住宅供給公社による耐震化の支援

埼玉県住宅供給公社（以下「公社」という。）は、建築物の耐震化を促進するため、委託により住宅の耐震診断及び耐震改修を支援する。また、市街地において自ら又は委託により行った住宅の建設と一体として建設した商店、事務所等の用に供する建築物及び集合住宅の存する団地の居住者の利便に供する建築物の耐震診断及び耐震改修を支援する。

さらに、公社は、県及び市町村の住宅政策の推進に寄与することを目的に、当該事業年度に見込まれる利益の一部を活用して住宅政策貢献事業を展開しており、事業年度ごとの計画に基づき、「緊急輸送道路閉塞建築物の耐震化促進事業」を実施し、耐震診断及び耐震改修設計に対する費用の一部を助成する。

